

ふくいメディカルネットサイト上でのバナー広告掲載に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、ふくいメディカルネットサイト上でのバナー広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(利用申し込み手続き)

第2条 広告掲載サービスの利用を申し込む者は、コンテンツ掲載届出書（様式第1号）を当協議会事務局宛に提出する。

<提出先>

〒910-0001

福井県福井市大願寺3-4-10

ふくい医療情報連携システム運営協議会事務局 宛

問合せ先：TEL 0776-24-0387

(審査及び通知)

第3条 当協議会は、前条による申請書を受理したのち、申請内容を審査し要綱第4条各号に定める内容に当たらないことを確認したうえで、コンテンツ掲載届出受領書（様式第2号）を通知する。

なお、この利用申し込みの受領書通知により要綱に基づくサービス契約が成立したものとす。

その後、コンテンツ登録依頼書（様式第3号）の提出を当協議会宛にする。

(掲載内容の変更)

第4条 掲載されている広告の内容を変更したいときは、コンテンツ登録変更依頼書（様式第4号）を2. 記載の提出先に提出する。（内容の変更には、バナーデザイン、HTMLファイル及びそれに付属するデータファイルの変更を含む。）

変更内容を審査のうえ、当協議会が問題ないことを確認したうえで広告内容の変更を行うものとする。

(掲載内容の中止)

第5条 掲載されている広告の内容を中止したいときには、コンテンツ登録中止依頼書（様式第5号）を2. 記載の提出先に提出する。依頼書を受理後、当協議会は速やかに広告掲載を中止する。

附則 この細則は平成26年4月1日から適用する。